VC MAST

クラブチーム基本理念

VCMASTは個々の技術の向上を中心に個性や技術レベルに応じた指導をします。 また、中学部活動以外でのスポーツ活動(バレーボール)を継続的に指導すること により専門的な指導をおこない、活動範囲の拡大や将来の選択肢を広げます。

バレーボールから学べる協調、コミュニケーション力、

自立性、目的意識や目標意識を指導し人間教育をおこないます。 適切なトレーニングから安全で健康な体づくりをします。 すなわち、心・技・体を鍛え地域や社会に貢献する人材を育成するチームである。

チーム規約

第1章 総則

第1条 (趣旨)

- 1 本組織は、「VC MAST (以下「本クラブ」という)」と称する。またMASTは松本 (Matsumoto)・安曇野 (Azumino)・塩尻 (Shiojiri)・大北 (Taihoku) の頭文字をとったもので中信地区を活動拠点とする地域クラブである事を表している。
- 2 本クラブは、設立者である高山昭光を代表とし、その設立理念を理解したもので構成される
- 3 本クラブの円滑な運営を行うための規約を以下に定めるものとする。

第2条 (目的)

- 1 本クラブの目的は、以下のものとする。
 - (1) バレーボールを通じてあらゆるルールを尊重できるスポーツマンの素養と、健康 で、明るく、心身ともにたくましい子どもたちを育成する。
 - (2) 本クラブは、地域に根ざし、地域に開かれ、地域から認められる活動を展開し、地域社会の発展に寄与する。
 - (3)以上の目的のために、子ども、親、監督及びコーチ(以下「指導者」という)、地域とのコミュニケーションを緊密にとりながら、公平で民主的なチーム運営に努める。

第3条 (活動)

- 1 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
 - (1) 本クラブの運営及び維持改善に関すること
 - (2) 本クラブの練習及び対外試合に関すること
 - (3) その他、本クラブの目的達成に必要な事業に関すること

第4条 (日本バレーボール協会へのチーム及び選手の登録)

- 1 本クラブは毎年、公益財団法人日本バレーボール協会(以下「JVA」という)の登録及び登録料に関する規程(以下「登録規程」という)に基づき、チーム及び選手の登録を行う。
- 2 クラブ員は JVA-MRS 登録をもって正式なクラブ員となる。

第2章 クラブ員

第5条 (構成)

- 1 本クラブは、一般の部およびヤングクラブの部で構成する。
- 2 一般の部は、バレーボールを愛好する選手により構成し、運営は選手による自主運営を 基本とする。(一般の部は別途運営規約を定める)
- 3 ヤングクラブの部はバレーを愛好する選手及びその活動を理解する保護者、並びに本クラブの活動に賛同し協力する指導者をもって構成する。
- 4 ヤングクラブの部は、大会などに参加するクラブ員と練習などに都度参加するスポット会員とする。

第6条 (入会手続)

- 1 本クラブに入団しようとする者は、別に定める申込書をもって入会金と共に、申し込むものとする。
- 2 申込書の記述事項に変更が生じたときは、速やかに届けなければならない。

第7条 (クラブ員の責務)

- 1 クラブ員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの規約を遵守するとともに、指導者の指示に従わなければならない。
- 2 クラブ員は、保険に加入しなければならない。保険はその年度末(3月31日)までを加入登録期間とし、毎年年度ごとに更新する。
- 3 クラブ員は、活動を行うとき、その活動に適した健康状態で行うこと。
- 4 クラブ員は大会や練習試合・合宿では、特に指示のない場合、運動のできる服装で集合し、必要な食事を準備すること。

第8条 (練習)

- 1 練習は、指導者が計画を立て、指導者及び保護者の協力の下に行うものとする。
- 2 本クラブの練習場所は主として松本市立鎌田小学校体育館とする。ただし、学校行事などにより使用出来ない場合などは、必要に応じて近隣の学校や体育館を練習場所とする。
- 3 練習日は、原則として月・金・土曜日とする。ただし、状況により平日の練習日を増減 したり、休日に練習・練習試合・大会等に参加する場合がある。
- 4 練習場所の制約、指導者の都合などにより、前もって保護者・クラブ員に連絡の上、日 程を変更する場合がある。

第9条 (責任)

- 1 クラブ員は、本クラブの活動に際しては、規律ある行動を心がけるとともに、指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。
- 2 本クラブは、クラブ員または指導者が活動中に発生した事故等について、加入する保険の請求手続き等、誠意を持って行うものとする。ただし、保証される保険金の範囲外の請求等には一切関与しないものとする。
- 3 クラブ員の保護者は本クラブの活動において送迎・輸送などで子どもを預ける際、自らの責任で指導者や他の保護者に子どもを預けること。送迎・輸送時の事故については、本クラブは原則として責任を負わないものとする。また、預けた人に重大な過失がない場合、当人に請求などせず、お互いが安心して選手を預けられる体制を確立すること。
- 4 本クラブのクラブ員が前項に違反して行動した結果において、盗難、傷害等の事故が起こった場合、保護者は、本クラブ及び代表、指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

第10条 (退会)

- 1 本クラブを退会する場合は代表の承諾を得ることとする。
- 2 本クラブは、本クラブの定める規約等を遵守しないクラブ員を、役員の協議により退会 させることができる。

第3章役員

第11条 (役員)

- 1 本クラブに次の役員を置く。
 - (1)代表 高山昭光
 - (2) 運営管理者 別表1 (代表が指名する)
 - (3) 指導者 別表2(代表が指名する)
 - (4) 保護者会長 1名
 - (5) 保護者副会長 1名
 - (6) 会計 1名
- 2 運営管理者は代表が指名する。

運営管理者は以下の事項を行う。

- (1) JVA-MRS 登録やチーム及び選手管理など事務処理
- (2) 外部組織の役員や事業
 - ・松本バレーボール協会の委託事業(部活動の地域移行に関する委員会など)
 - ・長野県バレーボール協会および長野県ヤングクラブバレーボール連盟 の役員及び事業
- (3) チーム運営に関する事項
- 3 役員の選任のうち指導者ついては、代表が監督、コーチを指名する。
- 4 保護者会長、保護者副会長、会計は、保護者会において選任し、代表が承認する。
- 5 指導者は公益財団法人日本スポーツ協会の認定バレーボールコーチ資格(コーチ1・コーチ2・コーチ3・コーチ4)を持っている者する。ただし、指導者見習いなど資格保持者以外は補助指導者とすることができる。
- 6 指導者の中から監督・コーチを代表が指名する。監督・コーチは協力し指導するととも に、代表の指導方針およびチーム活動の最終判断に従うものとする。
- 7 コーチは監督を補佐しクラブ員の指導に努めるとともに、監督不在の時にはその職務を代行する。
- 8 保護者会長は、保護者を代表し、本クラブを運営する。
- 9 保護者副会長は、保護者会長を補佐し、会長不在の時にはその職務を代行する。
- 10会計は、本クラブの経理を担当する。
- 11保護者会には別途担当を設ける場合がある。(保護者会で決定する)
- 12役員の兼務は妨げない。

第12条 (所在地)

1 本クラブの所在地は、代表宅とする。

所在地:長野県松本市笹部 3-18-28

TEL • FAX: 0263-26-4567

第13条 (任期)

- 1 代表の任期は終身とする。 ただし、代表が辞任する場合は本会を解散するか、別途代表者を指名するものとする。
- 2 その他の役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 代表以外の役員は、次のいずれかに該当するときは、総会の議決により代表が解任することができる。
 - (1) 心身の不調等で、その職務に耐えられないと認められるとき。
 - (2)役員として相応しくない行為があったと認められるとき。

第14条 (監督、コーチ)

- 1 指導者は、本クラブの規約を遵守しなければならない。
- 2 指導者は、無限の可能性を持っているクラブ員の人権を尊重しながら、クラブ員の心身の健全な育成に努めなければならない。
- 3 指導者は、常に創意と工夫を重ね、効率的かつ効果的な練習、試合を心がけるととも に、バレー技術、指導法、健康管理、事故防止等に関する情報収集や研究するなどして、 自己研鑽に努めなければならない。
- 4 指導者は、常に自身の心身の鍛錬に心がけ、クラブ員から尊敬され、目標となるような 人格の向上に努めなければならない。

第4章会議

第15条 (総会)

- 1 総会は、本クラブの最高議決機関であり、指導者及び全保護者クラブ員をもって構成する。
- 2 総会は、年1回代表が招集し、代表が議長となる。また、3分の1以上のクラブ員の開催請求があるか、代表、監督及び保護者会長が必要と認めた時は、臨時に招集することができる。
- 3 総会は、クラブ員の保護者半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。また、総会の議事は、出席者の過半数で決する。ただし、本クラブの規約の改廃や役員の解任など重要案件は3分の2以上の賛成で決することとする。
- 4 総会は、次の事項を議決する。
 - (1)本クラブの規約の改廃に関すること。(2/3以上)
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3)予算及び決算に関すること。
 - (4)役員の選任に関すること。
 - (5) その他、本クラブ運営に係る重要な事項に関すること。

第5章会計

第16条 (クラブ費)

1 本クラブは、入会金、部費、補助金、寄付金等により運営するものとする。また、別途保護者会費を徴収し、レクリエーション等の保護者会活動にあてるものとする。

第17条 (入会金・部費・保護者会費)

1 入会金・部費・保護者会費は別表3に定める額を納めることとする。費用の徴収・管理は会計が行うこととする。

入会金:保険、MRS 登録料部 費:活動の基本費用

スポット会員は毎回スポット会費を支払う

保護者会費: 保護者会の費用に充てる

- 2 部費は下記の用途に使用できるものとする。
 - (1) 大会等参加費(参加費のほか、遠征時の交通費なども含む)
 - (2)体育館等使用料
 - (3) 指導者、クラブ員の保険代など
 - (4) 各種登録料(長野県ヤングクラブバレーボール連盟の登録料ほか)
 - (5) 用具等代(ボールなどバレー道具他、テーピング、ラインテープ等消耗品を含む)
 - (6) 講習・会議代(指導者講習に係る費用、参加必須の懇親会など)
 - (7) お茶など(大会参加時、練習試合時、相手へのお返しなど)
 - (8) 行事補助費(バレー部活動としての行事に必要な経費、総会、合宿など)
 - (9) 指導者への謝礼および実費弁済
 - (10) その他(代表と保護者会長両名が必要と認めた場合)
- 3 入会金・部費及び保護者会費の金額については、毎年、役員による協議の上決定しの総 会の承認をもって決定する。別表 3
- 4 団費が不足した場合やその他活動費、ユニフォーム代などは、役員による協議の上、総会の承認をもって適正な額を徴収することとする。

第18条 (会計年度)

- 1 本クラブの会計年度は、全国ヤングクラブバレーボール大会(長野県予選会または全国 大会)終了時に行われる決算報告までとする。次年度の会計年度は決算の終了時点から 翌年の決算報告までとする。
- 2 決算は、監査(運営管理者と会計以外の役員2名)の審査を経て、総会で報告されなければならない。

第6章補則

第19条 (後援事業)

- 1 本クラブは、親睦を深めるため、レクリエーション等の行事を計画、実行するものとする。
- 2 行事計画は総会で決定し、詳細については役員で企画し、全クラブ員および保護者の協力を得て実施するものとする。

第20条 (委任)

1 この規約に定めるもののほか必要な事項については、役員で相談の上、代表及び保護者会長の両名の連名で都度決定する。

第21条 (解散)

1 本クラブの解散は、代表が解散を宣言した場合に解散する。

付則

- 本規約は2024年6月1日から施行する。
- ・ 第 17 条 2 項 (2) 体育館を修正、第 18 条会計年度を変更し 2024 年 7 月 21 日から施行する。
- ・ スポーツ保険を保険に統一し、加入する保険を別表に記載する。代表による指導者の指名を変更する。別表を修正し、2024 年 10 月 1 日から施行する

2024年10月1日改定別表

【別表1】

運営管理者 (代表による指名)

氏 名 JVA-MRS の役割		JVA-MRS の事務所		
中谷 輝幸	ヤングチーム代表者	塩尻市大門桔梗町15-1 レザン桔梗 A201		

【別表2】

指導者 (代表による指名)

氏 名	担当(監督・コーチ)	保有資格	その他
高山 昭光	代表	アシスタントクラブマネジャー	
		バレーボールコーチ 2	
中谷 輝幸	部長	バレーボールコーチ 1	
川久保 忍	監督	バレーボールコーチ 1	
高山 友里	コーチ	バレーボールコーチ 1	
川久保桃花	コーチ見習い	資格取得中	

【別表3】

会費

種別	金額	その他
入会金	3,000 円	入会時
部費	4,000 円/月	毎月
スポット会費	500 円/回	10枚綴りチケット可

【別表4】

保険

保 険 加 入 先	保 険 種 別	特一徴
公益財団法人スポーツ安全協会	スポーツ安全保険	『団体での活動中』、『団体活動への往復
		中』の事故に対し3つのあんしん補償
		① 傷害保険
		② 賠償保険
		③ 突然死葬祭費用保険

VC MAST クラブ運営方針

VCMASTは個々の技術の向上を中心に個性や 技術レベルに応じた指導をします。

また、中学部活動以外でのスポーツ活動 (バレーボール) を継続的に指導することにより専門的な指導をおこない、活動範囲の拡大や将来の選択肢を広げます。

バレーボールから学べる協調、コミュニケーション力、自立性、目的意識や目標意識を指導し人間教育をおこないます。

適切なトレーニングから安全で健康な体づくりを します。

すなわち、心・技・体を鍛え地域や社会に貢献する人材を育成するチームである。

令和6年10月

1 活動目標

バレーボールを通して、心身の健全な育成を行う

2 目指す生徒像

チームプレーを行うことにより、 個人の技術面だけでなく、仲間と一緒に一つのボールを追いかけ ともに助け合う心を持つ生徒を目指す。

3 育てたい力

- ・相手を敬う心
- ・仲間をカバーする力
- ・自ら進んで行動する力

4 地域クラブ活動の活動内容

(1) 指導方針

- ・指導者は技術やスキルを指導すだけでなく、 人間力を高める心を育てる意識を持とう
- ・常にどうするのかを考え、また考えさせることを意識する
- ・現状に疑問を持ち改善するスパイラルアップを心がけよう

(2) 指導者

- ・日本バレーボール協会及び長野県バレーボール協会が推進する、
 - "「NO スポハラ」私たちは「スポハラ」ないスポーツ界を目指します" "暴力撤廃アクション"

を実践する

- ・精神論ではなく科学的根拠に基づいた理論的な指導ができる
- ・日本スポーツ協会認定バレーボールコーチ1以上とする
- ・日本バレーボール協会への登録を行う

(3) 適切な休養日及び活動時間の設定

- ・長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針にある内容を原則とする。
- ・平日は週3日以内、土日はどちらか1日とし半日以内とする
- ・1日の活動時間は、平日では2時間以内、休日は3時間以内とする
- ・大会等がある場合は次のその分休養日別途設ける

(4) 大会の参加

全国ヤングクラブバレーボール大会

・長野県予選会への参加

長野県ヤングクラブバレーボール連盟

- ・夏季および冬季リーグ戦
- ・バレーボールフェスティバル

※	次の事項に	当てはま	るこ	とを	ご確認く	ださい
----------	-------	------	----	----	------	-----

□ 次に掲げるまつチャレ(地域クラブ活動)の意義を正しく理解するとともに、勝敗などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。

【まつチャレ(地域クラブ活動)の意義】

- (1) 異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、 生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、人間形成に資するもので ある。
- (2) スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資する
- □ 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、プレーヤーズファーストの考えで、人権を尊重して活動を行うこと。
- □ 長時間の活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウト、精神の不安定などのリスクが高まることを正しく理解し、成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることのできるような活動日数及び活動時間を設定すること。
- □ 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、 水分補給や休息時間等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や 施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、 生徒の安全確保に万全を期すること。

V C M A S T 2024年度活動計画

月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
	4月5日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	4月6日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	4月8日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	4月12日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	4月13日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	4月15日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
4月	4月19日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	4月20日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	4月22日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	4月26日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	4月27日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	4月29日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
	5月3日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	5月4日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	5月6日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	5月10日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	5月11日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	5月13日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
5月	5月17日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	5月18日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	5月20日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	5月25日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	5月27日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	5月31日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
	6月1日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	6月3日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	6月7日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	6月8日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	6月10日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	6月14日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
6月	6月15日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	6月17日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	6月21日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	6月22日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	6月14日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	6月28日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	6月29日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
	7月5日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	7月6日	土	8:00-15:30	岡谷北中	ヤング大会
	7月8日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	7月12日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	7月13日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	7月15日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
7月	7月19日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	7月20日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	7月21日	В	8:30-15:30	三郷体育館	リーグ戦
	l	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	7月22日	h			
	7月22日 7月26日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
				鎌田小学校 鎌田小学校	練習練習

月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
	8月2日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	8月3日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	8月4日	日	8:30-15:30	岡谷北中	リーグ戦
	8月5日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	8月9日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	8月17日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
8月	8月19日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	8月23日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	8月24日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	8月26日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	8月30日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	8月31日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
	9月2日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	9月6日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	9月7日	<u>±</u>	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	9月9日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	9月13日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	9月14日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
9月	9月16日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	9月20日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	9月21日	土	8:00-16:00	竜王体育館	リーグ戦
	9月23日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	9月27日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	9月28日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	9月30日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
	10月11日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	10月12日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	10月14日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	10月21日	月	19:00-21:00	寿台体育館	練習
	10月26日	土	17:30-20:30	総体サブ	練習
	10月28日	月	19:00-21:00	臨空体育館	練習
10月	10月30日	月	19:00-21:00	島立体育館	練習
	10月31日	木	19:00-21:00	神林体育館	練習
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
	11月2日	土	17:30-20:30	臨空体育館	練習
	11月9日	土	17:30-20:30	寿台体育館	練習
	11月11日	月	19:00-21:00	内田体育館	練習
	11月18日	月	19:00-21:00	内田体育館	練習
	11月22日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	11月23日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
11月	11月25日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	11月29日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	11月30日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習

月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
	12月2日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	12月6日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	12月7日	<u>±</u>	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	12月9日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	12月13日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	12月14日	<u>±</u>	8:00-16:00	ANCアリーナ	リーグ戦
12月	12月16日		19:00-21:00	鎌田小学校	練習
/,	12月20日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	12月21日	<u>±</u>	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	12月23日		19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	12月27日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	12月28日	<u>±</u>	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	12/,120 [1. 00 10 00	3 1 2 3 1 2	1/1/L II
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
/ 1	1月6日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	1月10日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	1月11日	±	8:00-16:00	ANCアリーナ	リーグ戦
	1月13日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	1月17日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	1月18日	<u>±</u>	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
1月	1月20日		19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	1月24日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	1月25日	±	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	1月27日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	1月31日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	27,30214	<u> </u>	10 00 11 00	3 1 1	1/1K II
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
	2月1日	<u>±</u>	17:30-20:30		練習
	2月3日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	2月7日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	2月8日	土	8:00-16:00	ANCアリーナ	リーグ戦
	2月10日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	2月14日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
2月	2月15日	±	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	2月17日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	2月21日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	2月22日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	2月24日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	2月28日	金	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
	3月1日	土	17:30-20:30	鎌田小学校	練習
	3月3日	月	19:00-21:00	鎌田小学校	練習
	3月7日	金	19:00-21:00	未定	練習
	3月8日	土	19:00-21:00	未定	練習
	3月10日	月	19:00-21:00	未定	練習
	3月14日	金	19:00-21:00	未定	練習
3月	3月15日	土	17:30-20:30	未定	練習
	3月17日	月	19:00-21:00	未定	練習
	3月21日	金	19:00-21:00	未定	練習
	3月22日	土	17:30-20:30	未定	練習・保護者会
	3月24日	月	19:00-21:00	未定	練習
	3月28日	金	19:00-21:00	未定	練習
					-